

高度外国人材の受入れに関する政策評価

参考資料

高度外国人材の受入れ促進

- ▶ 平成24年5月、経済成長等への貢献が期待される高度な能力を持つ外国人について、出入国管理上の優遇措置を実施してその受入れを促進するため、「高度人材ポイント制」を導入（在留資格「特定活動」）
- ▶ 平成26年の入管法改正により、平成27年4月から高度人材に特化した在留資格「高度専門職」を新設

高度人材ポイント制の対象

- (3つの分類)
- ▶ 高度学術研究活動
 - ▶ 高度専門・技術活動
 - ▶ 高度経営・管理活動

それぞれの特性に応じて、学歴、職歴、年収などの項目ごとにポイントを設け、一定点数（70点）に達した場合に優遇措置の対象とする。

在留資格「高度専門職」

- ▶ 「高度専門職1号」及び「高度専門職2号」の2種類
- ▶ 「高度専門職2号」は「高度専門職1号」で3年以上活動を行った者が対象

優遇措置の内容

高度専門職1号

- ▶ 在留期間「5年」の付与
- ▶ 複合的な在留活動の許容
- ▶ 配偶者の就労
- ▶ 親の帯同
- ▶ 永住許可要件の緩和
- ▶ 家事使用人の帯同

高度専門職2号

- ▶ 在留期間「無期限」の付与
- ▶ 就労資格のほぼ全ての活動を許容
- ▶ 配偶者の就労
- ▶ 親の帯同
- ▶ 永住許可要件の緩和
- ▶ 家事使用人の帯同

共通



政府インターネットテレビより

《ポイント計算表》

	高度学術研究分野	高度専門・技術分野	高度経営・管理分野
学歴	博士号(専門職に係る学位を除く。)取得者 30 修士号(専門職に係る博士を含む。)取得者 20	博士号(専門職に係る学位を除く。)取得者 30 修士号(専門職に係る博士を含む。)取得者(注7) 20	博士号又は修士号取得者(注7) 20
職業経歴(注1)	大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けた者(博士号又は修士号取得者を除く。) 10	大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けた者(博士号又は修士号取得者を除く。) 10	大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けた者(博士号又は修士号取得者を除く。) 10
年取(注2)	複数の分野において、博士号、修士号又は専門職学位を有している者 5	複数の分野において、博士号、修士号又は専門職学位を有している者 5	複数の分野において、博士号、修士号又は専門職学位を有している者 5
年齢	7年～ 15 5年～ 10 3年～ 5	7年～ 15 5年～ 10 3年～ 5	10年～ 25 7年～ 20 5年～ 15 3年～ 10
ポーンラス①【研究実績】	年齢区分に応じ、ポイントが付与される年取の下限を異なるものとする。詳細は②参照 40	年齢区分に応じ、ポイントが付与される年取の下限を異なるものとする。詳細は②参照 40	年齢区分に応じ、ポイントが付与される年取の下限を異なるものとする。詳細は②参照 40
ポーンラス②【地位】	～29歳 15 ～34歳 10 ～39歳 5	～29歳 15 ～34歳 10 ～39歳 5	～29歳 15 ～34歳 10 ～39歳 5
ポーンラス③	詳細は③参照 25 20	詳細は③参照 15	詳細は③参照 15
ポーンラス④	イノベーションを促進するための支援措置(法務大臣が告示で定めるもの)を受けている機関における就労(注3) 10	イノベーションを促進するための支援措置(法務大臣が告示で定めるもの)を受けている機関における就労(注3) 10	イノベーションを促進するための支援措置(法務大臣が告示で定めるもの)を受けている機関における就労(注3) 10
ポーンラス⑤	試験研究費等比率が3%超の中小企業における就労 5	試験研究費等比率が3%超の中小企業における就労 5	試験研究費等比率が3%超の中小企業における就労 5
ポーンラス⑥	職務に関連する外国の資格等 5	職務に関連する外国の資格等 5	職務に関連する外国の資格等 5
ポーンラス⑦	本邦の高等教育機関において学位を取得 10	本邦の高等教育機関において学位を取得 10	本邦の高等教育機関において学位を取得 10
ポーンラス⑧	日本語能力試験N1取得者(注4)又は外国の大学において日本語を専攻して卒業した者 15	日本語能力試験N1取得者(注4)又は外国の大学において日本語を専攻して卒業した者 15	日本語能力試験N1取得者(注4)又は外国の大学において日本語を専攻して卒業した者 15
ポーンラス⑨	日本語能力試験N2取得者(注5)(ポーンラス⑦)又は⑧のポイントを獲得した者を除く。 10	日本語能力試験N2取得者(注5)(ポーンラス⑦)又は⑧のポイントを獲得した者を除く。 10	日本語能力試験N2取得者(注5)(ポーンラス⑦)又は⑧のポイントを獲得した者を除く。 10
ポーンラス⑩	成長分野における先端的事業に従事する者(法務大臣が認める事業に限る。) 10	成長分野における先端的事業に従事する者(法務大臣が認める事業に限る。) 10	成長分野における先端的事業に従事する者(法務大臣が認める事業に限る。) 10
ポーンラス⑪	法務大臣が告示で定める大学を卒業した者 10	法務大臣が告示で定める大学を卒業した者 10	法務大臣が告示で定める大学を卒業した者 10
ポーンラス⑫	法務大臣が告示で定める研修を修了した者(注6) 5	法務大臣が告示で定める研修を修了した者(注6) 5	法務大臣が告示で定める研修を修了した者(注6) 5
ポーンラス⑬	資格点 70	資格点 70	資格点 70

高度学術研究分野	高度専門・技術分野	高度経営・管理分野
博士号(専門職に係る学位を除く。)取得者 30 修士号(専門職に係る博士を含む。)取得者(注7) 20	博士号(専門職に係る学位を除く。)取得者 30 修士号(専門職に係る博士を含む。)取得者(注7) 20	博士号又は修士号取得者(注7) 20
大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けた者(博士号又は修士号取得者を除く。) 10	大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けた者(博士号又は修士号取得者を除く。) 10	大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けた者(博士号又は修士号取得者を除く。) 10
複数の分野において、博士号、修士号又は専門職学位を有している者 5	複数の分野において、博士号、修士号又は専門職学位を有している者 5	複数の分野において、博士号、修士号又は専門職学位を有している者 5
10年～ 20 7年～ 15 5年～ 10 3年～ 5	10年～ 20 7年～ 15 5年～ 10 3年～ 5	10年～ 25 7年～ 20 5年～ 15 3年～ 10
年齢区分に応じ、ポイントが付与される年取の下限を異なるものとする。詳細は②参照 40	年齢区分に応じ、ポイントが付与される年取の下限を異なるものとする。詳細は②参照 40	年齢区分に応じ、ポイントが付与される年取の下限を異なるものとする。詳細は②参照 40
～29歳 15 ～34歳 10 ～39歳 5	～29歳 15 ～34歳 10 ～39歳 5	～29歳 15 ～34歳 10 ～39歳 5
詳細は③参照 25 20	詳細は③参照 15	詳細は③参照 15
イノベーションを促進するための支援措置(法務大臣が告示で定めるもの)を受けている機関における就労(注3) 10	イノベーションを促進するための支援措置(法務大臣が告示で定めるもの)を受けている機関における就労(注3) 10	イノベーションを促進するための支援措置(法務大臣が告示で定めるもの)を受けている機関における就労(注3) 10
試験研究費等比率が3%超の中小企業における就労 5	試験研究費等比率が3%超の中小企業における就労 5	試験研究費等比率が3%超の中小企業における就労 5
職務に関連する外国の資格等 5	職務に関連する外国の資格等 5	職務に関連する外国の資格等 5
本邦の高等教育機関において学位を取得 10	本邦の高等教育機関において学位を取得 10	本邦の高等教育機関において学位を取得 10
日本語能力試験N1取得者(注4)又は外国の大学において日本語を専攻して卒業した者 15	日本語能力試験N1取得者(注4)又は外国の大学において日本語を専攻して卒業した者 15	日本語能力試験N1取得者(注4)又は外国の大学において日本語を専攻して卒業した者 15
日本語能力試験N2取得者(注5)(ポーンラス⑦)又は⑧のポイントを獲得した者を除く。 10	日本語能力試験N2取得者(注5)(ポーンラス⑦)又は⑧のポイントを獲得した者を除く。 10	日本語能力試験N2取得者(注5)(ポーンラス⑦)又は⑧のポイントを獲得した者を除く。 10
成長分野における先端的事業に従事する者(法務大臣が認める事業に限る。) 10	成長分野における先端的事業に従事する者(法務大臣が認める事業に限る。) 10	成長分野における先端的事業に従事する者(法務大臣が認める事業に限る。) 10
法務大臣が告示で定める大学を卒業した者 10	法務大臣が告示で定める大学を卒業した者 10	法務大臣が告示で定める大学を卒業した者 10
法務大臣が告示で定める研修を修了した者(注6) 5	法務大臣が告示で定める研修を修了した者(注6) 5	法務大臣が告示で定める研修を修了した者(注6) 5
資格点 70	資格点 70	資格点 70

①最低年収基準

高度専門・技術分野及び高度経営・管理分野においては、年収300万円以上であることが必要

②年収配点表

	～29歳	～34歳	～39歳	40歳～
1000万円	40	40	40	40
900万円	35	35	35	35
800万円	30	30	30	30
700万円	25	25	25	25
600万円	20	20	20	20
500万円	15	15	15	15
400万円	10	10	10	10

③研究実績

研究実績	高度学術研究分野		高度専門・技術分野
	20	15	
特許の発明 1件～	20	15	20
入国前に公的機関からグラントを受けた研究に從事した実績 3件～	20	15	20
研究論文の実績については、我が国の国の機関において利用されている学術論文データベースに登録されている学術雑誌に掲載されている論文(申請人が責任著者であるものに限る。) 3本～	20	15	20
※ 上記の項目以外で、上記項目におけるものと同等の研究実績があると申請人がアピールする場合(著名な賞の受賞歴等)、関係行政機関の長(意見を聴いた上で法務大臣が個別にポイントの付与の適否を判断)	20	15	20

※高度学術研究分野については、2つ以上に該当する場合には25点
 (注1) 従事しようとする業務に係る実務経験に限る。
 (注2) ※1 主たる受入機関から受ける報酬の年額
 ※2 海外の機関からの転勤の場合には、当該機関から受ける報酬の年額を算入
 ※3 賞与(ポーンラス)も年取に含まれる。
 (注3) 就労する機関が中小企業である場合には、別途10点の加点
 (注4) 同等以上の能力を試験(例えば、BJTビジネス日本語能力テスト)における4.80点以上の得点により認められている者も含む。
 (注5) 同等以上の能力を試験(例えば、BJTビジネス日本語能力テスト)における4.00点以上の得点により認められている者も含む。
 (注6) 本邦の高等教育機関における研修については、ポーンラス⑦のポイントを獲得した者を除く。
 (注7) 経営管理に関する専門職学位(MBA、MOT)を有している場合には、別途5点の加点

○高度外国人材の定義

「外国高度人材受入政策の本格的展開を(報告書)」(2009年5月29日 高度人材受入推進会議)(抜粋)

1. 基本認識と国家戦略としての位置付け

(2) 高度人材受入れの意義

(高度人材受入れの意義は大きい)

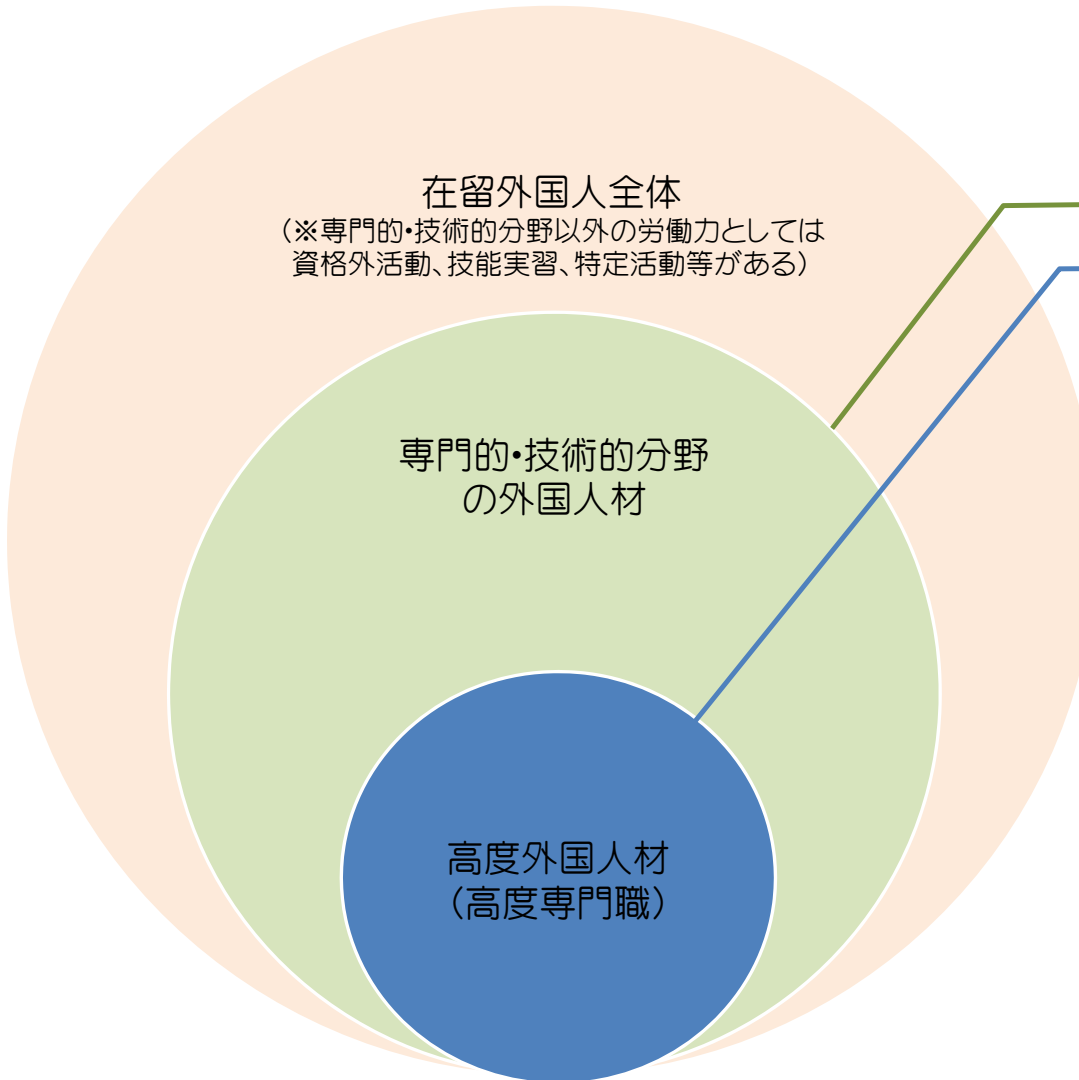
- ・ ここで改めて、何のために外国高度人材の受入れが必要なのかについて、目的意識を共有する必要がある。すなわち、外国人材の受入れは、単なる現状及び将来的な労働力不足という観点から捉えるのではなく、日本の製品やサービスの付加価値を高め、経済成長や雇用創出に必要不可欠な人材を受け入れるという社会全体の意識変革が必要である。
- ・ 今後、日本がグローバル競争に勝ち残り、新たな需要を開拓していくためには、日本企業や大学等研究機関がイノベーションを通じ、より高付加価値の製品・サービスを作り出していくことが必要である。そのためには、多様な価値観、経験、ノウハウ、技術を持った外国高度人材を積極的に受け入れることにより、新たなイノベーションを生み出して行くことが重要である。
- ・ 日本人とは異なるバックグラウンドやセンス・発想力を持つ優れた外国高度人材の能力と日本人の能力を上手く組み合わせ、両者が切磋琢磨することで、日本人の潜在力を開花させ、チームとしての付加価値創造力を高めることにつながらなければならない。
- ・ 以上のような観点を経済学的に整理すると、我が国が積極的に受け入れるべき高度人材とは、「国内の資本・労働とは補完関係にあり、代替することが出来ない良質な人材」であり、「我が国の産業にイノベーションをもたらすとともに、日本人との切磋琢磨を通じて専門的・技術的な労働市場の発展を促し、我が国労働市場の効率性を高めることが期待される人材」と定義付けることができる。

(注) 下線は当省が付した。

高度外国人材の定義・範囲について（未定稿）

平成24年から、学歴、職歴、年齢等をポイント化して一定の基準に達した外国人を高度外国人材と認定する高度人材ポイント制の運用が開始され、この制度運用に合わせ、27年に「高度専門職」という在留資格が創設された。
 本調査で、「高度外国人材」とは、高度人材ポイント制で出入国管理上の優遇制度の適用を受けることを認定された者のことをいう。

高度外国人材の範囲(イメージ図)と在留資格との関係



■活動に基づく在留資格

□就労資格

- 外交 (外国政府の大使、公使、総領事等)
- 公用 (外国政府の大使館・領事館の職員等)
- 教授 (大学教授等)
- 芸術 (作曲家、画家、著述家等)
- 宗教 (外国の宗教団体から派遣される宣教師等)
- 報道 (外国の報道機関の記者、カメラマン)
- 高度専門職 (専門的・技術的分野の外国人材のうち、ポイントの合計が一定点数(70点)に達した者)**
- 経営・管理 (企業等の経営者・管理者)
- 法律・会計業務 (弁護士、公認会計士等)
- 医療 (医師、歯科医師、看護師)
- 研究 (政府関係機関や私企業等の研究者)
- 教育 (中学校・高等学校等の語学教師等)
- 技術・人文知識・国際業務 (機械工学等の技術者、通訳、デザイナー等)
- 企業内転勤 (外国の事業所からの転勤者)
- 介護 (介護福祉士)
- 興行 (俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等)
- 技能 (外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者等)
- 【 特定技能(31年4月に創設) 】
- 技能実習 (技能実習生)

□非就労資格

- 文化活動 (日本文化の研究者等)
- 短期滞在 (観光客、会議参加者等)
- 留学 (大学、短期大学、高等専門学校、高等学校等の学生・生徒)
- 研修 (研修生)
- 家族滞在 (在留外国人が扶養する配偶者・子)
- 特定活動 (法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動)

■身分又は地位に基づく在留資格

- 永住者 (法務大臣から永住の許可を受けた者)
- 日本人の配偶者等 (日本人の配偶者・子・特別養子)
- 永住者の配偶者等 (永住者の配偶者及び本邦で出生し在留している子)
- 定住者 (第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等)

(注) 当省において作成した。

未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定)＜抜粋＞

《KPI》2020年末までに10,000人の高度外国人材の認定を目指す。さらに2022年末までに20,000人の高度外国人材の認定を目指す。
⇒ポイント制の導入(2012年5月)から2016年12月までに高度外国人材と認定された外国人数は6,669人

① 高度外国人材の更なる呼び込み

第4次産業革命の推進や、イノベーション創出のためには、多様な知見を有する高度外国人材の積極的な受入れが不可欠である。このため、高度外国人材の永住許可申請に要する在留期間を現行の5年から最短1年に短縮する世界最速級の「日本版高度外国人材グリーンカード」の創設、高度人材ポイント制をより活用しやすいものとする観点からの要件見直し、高額投資家、IoT・再生医療等の成長分野で我が国への貢献が大きい外国人材の「我が国への貢献」に関するガイドライン」への追加等に取り組んできたところ、我が国の高度外国人材に対する入管制度は国際的にも「極めてオープン」となっている。起業家や高度外国人材の更なる呼び込みに向け、「Open for Professionals」のスローガンの下、高度外国人材の在留資格認定申請を原則10業務日以内に審査する「高度外国人材ビザ・ファストトラック」、外国人研究者・技術者等が、出張で来日する際の在留資格の取得に当たって、在留資格に係る「本邦の公私の機関との契約」の解釈などの周知を含む我が国の入管制度や、外国人の生活環境や就労環境の改善状況について、ハイレベルを含め、在外公館・日本貿易振興機構(JETRO)等と連携しながら国内外に向け積極的な広報活動を行う。また、特に企業のイノベーションに結びつく高度IT人材を積極的に確保するため、海外現地において日本の求人情報等を活用したマッチング支援の在り方の検討に着手する。

② 生活環境の改善

必要とする全ての外国人子弟(小・中学生)に日本語と教科の統合指導(JSL(Japanese as a Second Language)カリキュラム)を可能な限り早期に提供するとともに、生活者としての外国人のための日本語教育の充実を加速させる。また、医療通訳等の配置支援等を通じて、受付対応等も含めた「外国人患者受入れ体制が整備された医療機関」を2020年までに100か所で整備する目標を前倒し、本年度中の達成を目指す。これらの基幹となる医療機関に加え、地域の実情を踏まえながら、外国人患者の受入れ体制の裾野拡大に着手し、受入れ環境の更なる充実を目指すとともに、外国語対応が可能な拠点等に関する分かりやすい情報発信を行う。

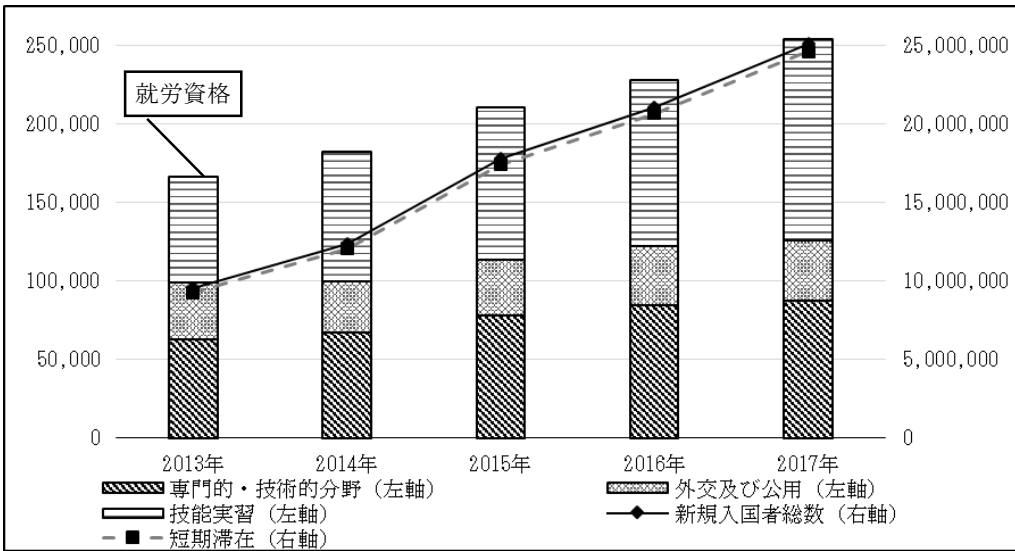
③ 就労環境の改善

外国人材の活用を含むダイバーシティ経営の実践を促すため、「ダイバーシティ2.0行動ガイドライン」も踏まえ、先進的な企業の表彰等を通じ、外国人の活用に積極的な企業の結集を目指し、普及啓発活動を実施する。こうした取組等を通じ、我が国企業に対して、外国人登用に関する全体戦略の構築や、外国人を含めた全社的な人材マネジメント・職務内容の明確化・公正な評価の仕組み、英語でも活躍できる環境等の導入をはじめとした高度外国人材を積極的に受け入れるための就労環境整備を促していく。

④ 外国人留学生の就職支援

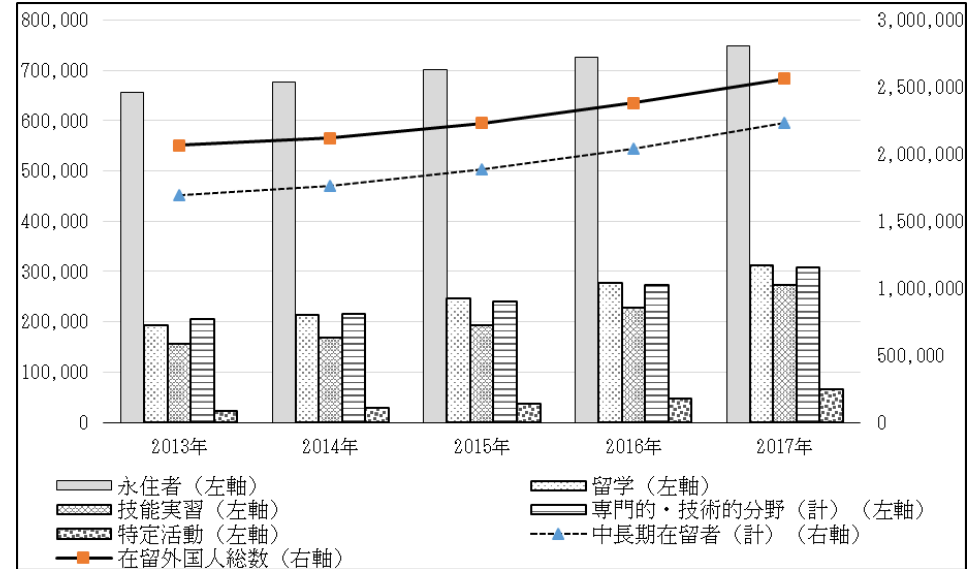
ODA等を活用したアジアにおける高度外国人材育成・還流事業である「イノベティブ・アジア」事業により、本年度から2021年度までの5年間でアジアのトップレベル大学等の1,000人の優秀な人材に対し、本邦の大学院、研究機関等における理工学等科学分野の研究のための留学や日本国内の企業等でのインターンシップの機会を提供することを目指す。また、外国人留学生の日本国内での就職率を向上させるため、本年度から、外国人留学生を対象に、日本語教育、キャリア教育、中長期インターンシップ等を含む「留学生就職促進プログラム」を国内の12大学において実施するとともに、専修学校においても専修学校グローバル化対応推進支援事業を通じ国内企業への就職支援を行う。あわせて、外国人留学生や海外学生の採用を検討している企業等に対しては、外国人雇用サービスセンター等において、雇用管理に関する相談支援やサマージョブ等に係る支援を実施し、外国人留学生等の就職を促進していく。

① 新規入国者数の推移



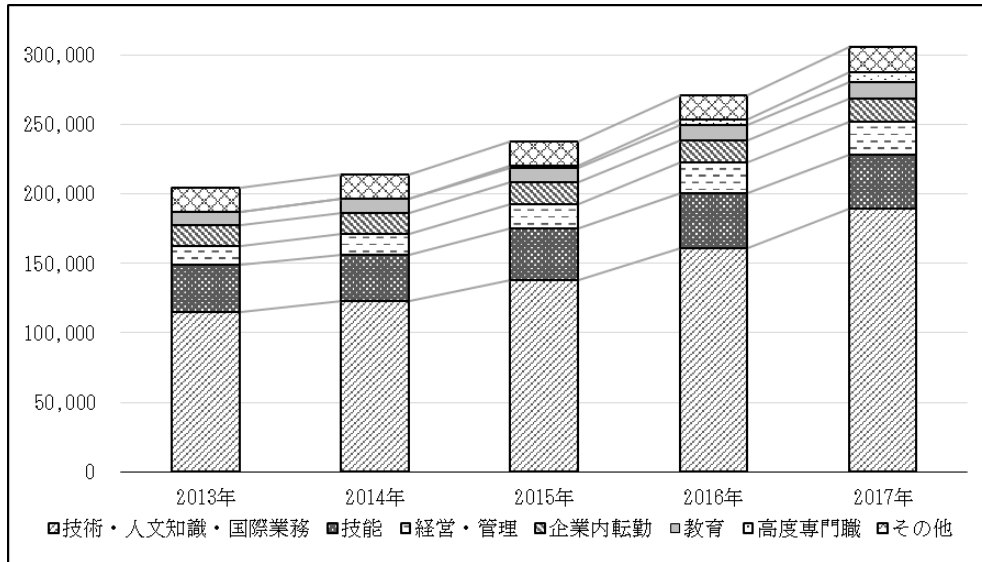
(注) 法務省の在留外国人統計を基に当省が作成した。棒グラフは、就労資格の新規入国者数。

② 在留外国人総数及び中長期在留者数の推移



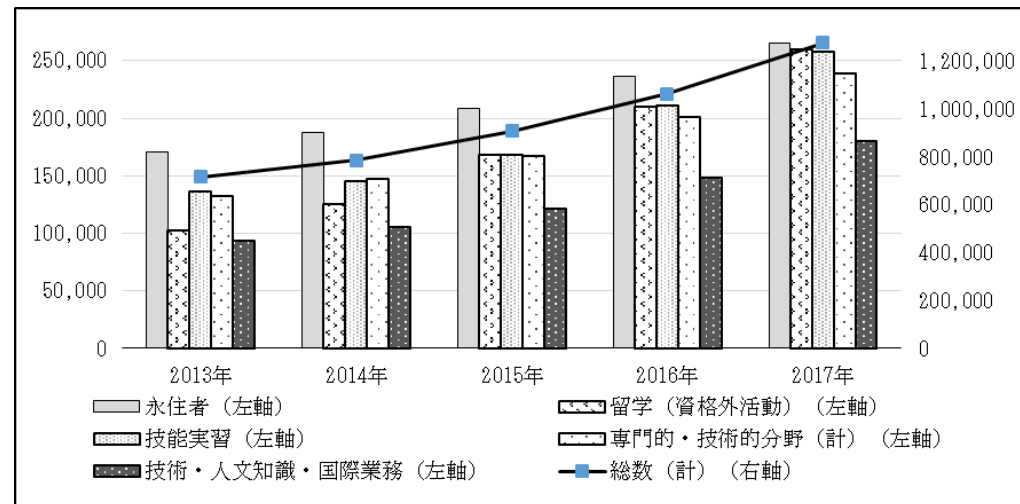
(注) 法務省の在留外国人統計（各年とも12月末現在の在留者数）を基に当省が作成した。在留外国人総数及び中長期在留者（計）を折れ線グラフ（右軸）で表し、中長期在留者数の内訳となる在留資格等別の在留者数を棒グラフ（左軸）で表した。

③ 専門的・技術的分野の在留資格別の在留者数の推移



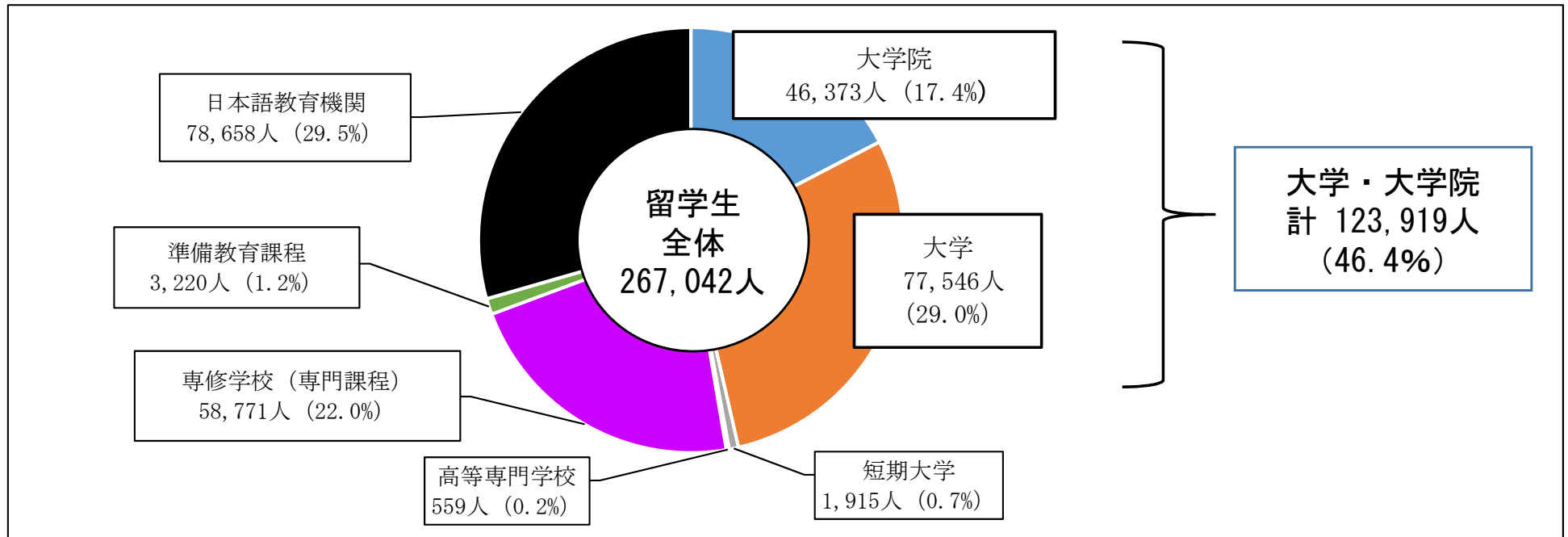
(注) 法務省の在留外国人統計（各年とも12月末現在の在留者数）を基に当省が作成した。「技術・人文知識・国際業務」は2015年からの在留資格であり、2013年及び2014年の人数は、当時の「技術」と「人文知識・国際業務」を合算した数値である。なお、「技術・人文知識・国際業務」は、「専門的・技術的分野（計）」の内数に当たる。

④ 外国人労働者数の推移



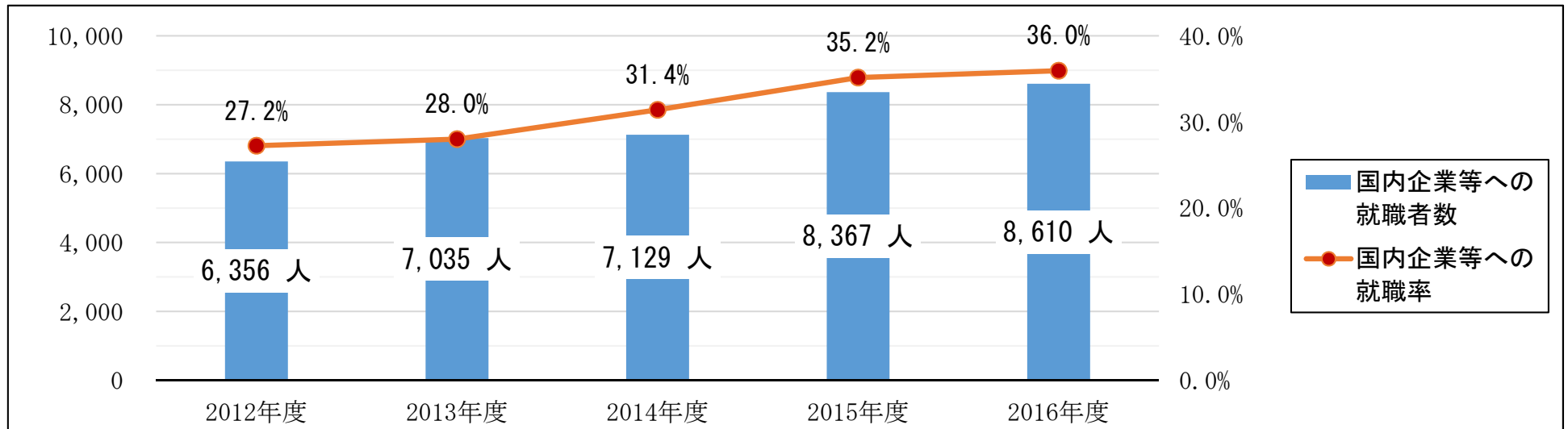
(注) 厚生労働省の「外国人雇用状況の届出状況のまとめ」（各年とも10月末現在）を基に当省が作成した。「技術・人文知識・国際業務」は2015年からの在留資格であり、2013年及び2014年の人数は、当時の在留資格の「技術」と「人文知識・国際業務」を合算した数値である。なお、「技術・人文知識・国際業務」は、「専門的・技術的分野（計）」の内数に当たる。

○留学生の在学段階別の在籍状況（2017年5月1日現在）



（注）「外国人留学生在籍状況調査結果」（独立行政法人日本学生支援機構）を基に、当省が作成した。

○大学・大学院の留学生の就職状況



（注）1 「外国人留学生進路状況・学位授与状況調査結果」（独立行政法人日本学生支援機構）を基に、当省が作成した。
 2 国内企業等への就職率は、卒業・修了した留学生数（進路状況が不明とされている者を除く。）に対する国内企業等に就職した留学生数の割合である。

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（概要）

平成30年12月25日

外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議

総額211億円（注）

我が国に在留する外国人は近年増加(264万人)、我が国で働く外国人も急増(128万人)、新たな在留資格を創設(平成31年4月施行)

⇒ **外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組**とともに、**外国人との共生社会の実現に向けた環境整備**を推進する。今後も対応策の充実を図る。

外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

(1) 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり

- 「『国民の声』を聴く会議」において、国民及び外国人双方から意見を継続的に聴取

(2) 啓発活動等の実施

- 全ての人々が互いの人権を大切に支え合う共生社会の実現のため、「心のバリアフリー」の取組を推進

生活者としての外国人に対する支援

(1) 暮らしやすい地域社会づくり

① 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備

- 行政・生活全般の情報提供・相談を多言語で行う一元的窓口に係る地方公共団体への支援制度の創設（「多文化共生総合相談ワンストップセンター(仮)」(全国約100か所、11言語対応)の整備)【20億円】
- 安全・安心な生活・就労のための新たな「生活・就労ガイドブック(仮)」(11言語対応)の作成・普及
- 多言語音声翻訳システムのプラットフォームの構築【8億円】と多言語音声翻訳システムの利用促進

② 地域における多文化共生の取組の促進・支援

- 外国人材の受入れ支援や共生支援を行う受け皿機関の立ち上げ等地域における外国人材の活躍と共生社会の実現を図るための地方公共団体の先導的な取組を地方創生推進交付金により支援
- 外国人の支援に携わる人材・団体の育成とネットワークの構築

(2) 生活サービス環境の改善等

① 医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等

- 電話通訳や多言語翻訳システムの利用促進、マニュアルの整備、地域の対策協議会の設置等により**全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制を整備**
- 地域の基幹的医療機関における医療通訳の配置・院内案内図の多言語化の支援

【17億円】

② 災害発生時の情報発信・支援等の充実

- 気象庁HP、Jアラートの国民保護情報等を発信するプッシュ型情報発信アプリ Safety tips 等を通じた防災・気象情報の多言語化・普及(11言語対応)、外国人にも分かりやすい情報伝達に向けた改善(地図情報、警告音等)
- 三者間同時通訳による「119番」多言語対応と救急現場における多言語音声翻訳アプリの利用、災害時外国人支援情報コーディネーターの養成

③ 交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題、生活困窮相談等への対応の充実

- 交通安全に関する広報啓発の実施、運転免許学科試験等の多言語対応
- 「110番」や事件・事故等現場における多言語対応
- 消費生活センター(「18番」)、法テラス、人権擁護機関(8言語対応)、生活困窮相談窓口等の多言語対応

④ 住宅確保のための環境整備・支援

- 賃貸人・仲介事業者向け実務対応マニュアル、外国語版の賃貸住宅標準契約書等の普及(8言語対応)
- 外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・住宅情報提供・居住支援等の促進

⑤ 金融・通信サービスの利便性の向上

- 金融機関における外国人の口座開設に係る環境整備、多言語対応の推進、ガイドラインの整備
- 携帯電話の契約時の多言語対応の推進、在留カードによる本人確認が可能である旨の周知の徹底

(3) 円滑なコミュニケーションの実現

① 日本語教育の充実

- 生活のための日本語の標準的なカリキュラム等を踏まえた日本語教育の全国展開(地域日本語教育の総合的体制づくり支援、日本語教室空白地域の解消支援等)【6億円】
- 多様な学習形態のニーズへの対応(多言語ICT学習教材の開発・提供、放送大学の教材やNHKの日本語教育コンテンツの活用・多言語化、全ての都道府県における夜間中学の設置促進等)
- 日本語教育の標準等の作成(日本版CEFR(言語のためのヨーロッパ共通参照枠))
- 日本語教師のスキルを証明する新たな資格の整備

② 日本語教育機関の質の向上・適正な管理

- 日本語教育機関の質の向上を図るための告示基準の厳格化(出席率や不法残留者割合等の抹消基準の厳格化、日本語能力に係る試験の合格率等による数値基準の導入等)
- 日本語教育機関に対する定期的な点検・報告の義務付け
- 日本語教育機関の日本語能力に関する試験結果等の公表義務・情報開示の充実
- 日本語教育機関に関する情報を関係機関で共有し、法務省における調査や外務省における査証審査に活用

(4) 外国人児童生徒の教育等の充実

- 日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づく着実な改善と支援員等の配置への支援【3億円】
- 地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制整備(ICT活用、多様な主体との連携)
- 教員等の資質能力の向上(研修指導者の養成、地方公共団体が実施する研修への指導者派遣等による全国的な研修実施の促進)
- 地域企業やNPO等と連携した高校生等のキャリア教育支援、就学機会の確保【1億円】

(5) 留学生の就職等の支援

- 大卒者・クールジャパン分野等の専修学校修了者の就職促進のための在留資格の整備等
- 中小企業等に就職する際の在留資格変更手続の簡素化
- 文部科学省による大学等の就職促進プログラムの認定等【6億円】
- 留学生の就職率の公表の要請、就職支援の取組状況や就職状況に応じた教育機関に対する奨学金の優先配分、介護人材確保のための留学・日本語学習支援の充実【14億円】
- 業務に必要な日本語能力レベルの企業ごとの違いなどを踏まえた多様な採用プロセスの推進
- 産官学連携による採用後の多様な人材育成・待遇などのベストプラクティスの構築・横展開

(6) 適正な労働環境等の確保

① 適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保

- 労働基準監督署・ハローワークの体制強化、外国人技能実習機構の体制強化、「労働条件相談ほっとライン」の多言語対応(8言語対応)
- 「外国人労働者相談コーナー」・「外国人労働者向け相談ダイヤル」における多言語対応の推進・相談体制の拡充

② 地域での安定した就労の支援

- ハローワークにおける多言語対応の推進(11言語対応)と地域における再就職支援
- 地域ごとの在留外国人の状況を踏まえた情報提供・相談の多言語対応、職業訓練の実施

(7) 社会保険への加入促進等

- 法務省から厚生労働省等への情報提供等による社会保険への加入促進
- 医療保険の適正な利用の確保(被扶養認定において原則として国内居住要件を導入、不適正事案対応等)
- 納税義務の確実な履行の支援等の納税環境の整備

外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組

(1) 悪質な仲介事業者等の排除

- 二国間の政府間文書の作成(9か国)とこれに基づく情報共有の実施
- 外務省(在外公館)、警察庁、法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者(ブローカー)等の排除の徹底と入国審査基準の厳格化
- 悪質な仲介事業者等の把握に向けた在留諸申請における記載内容の充実

(2) 海外における日本語教育基盤の充実等

- 日本での生活・就労に必要な日本語能力を確認する能力判定テストをCBT(Computer Based Testing)により厳正に実施(9か国)
- 国際交流基金等による海外における日本語教育基盤強化(現地教師育成、現地機関活動支援)
- 在外公館等による情報発信の充実

【34億円】

新たな在留管理体制の構築

(1) 在留資格手続の円滑化・迅速化

- 受入企業等による在留資格手続のオンライン申請の開始【12億円】
- 在留カード番号等を活用した申請手続の更なる負担軽減、標準処理期間(2週間~1か月)の励行

(2) 在留管理基盤の強化

- 法務省・厚生労働省の情報共有の更なる推進による外国人の在留状況・雇用状況の正確な把握
- 業種別・職種別・在留資格別等の就労状況を正確に把握する仕組みの構築、公的統計の充実・活用
- 出入国在留管理庁の創設に伴う出入国及び在留管理体制の強化【18億円】

(3) 不法滞在者等への対策強化

- 警察庁、法務省、外務省等の関係機関の連携強化による不法滞在者等の排除の徹底【5億円】
- 技能実習に係る失踪者情報等の収集・分析、これを踏まえた調査の徹底、実習実施者等に対する計画認定取消し等の運用の厳格化、平成29年における技能実習に係る失踪者等の悉皆調査・対応

(注) 予算額は30年度補正(2号)予算、31年度予算の措置額。このほか、関連予算として、地方創生推進交付金1,000億円の内数、(独)日本学生支援機構運営費交付金131億円の内数(留学生の就職等支援関連)、人材開発支援助成金571億円の内数(地域での安定就労支援関連)、不法滞在者対策等157億円等がある。